

第82回青森県情報公開・個人情報保護審査会会議録

1 開催日時

平成29年11月10日（金）13:14～14:38

2 開催場所

県庁舎北棟2階B会議室

3 出席者

(1) 審査会	会長	石岡 隆司
	会長職務代理者	竹本 真紀
	委員	一條 敦子、大矢 奈美、河合 正雄

(2) 事務局

総務部総務学事課長	菊地 猛
同課長代理	川村 康昭
同情報公開・不服審査グループマネージャー（副参事）	三浦 猛史
同情報公開・不服審査グループサブマネージャー（総括主幹）	鶴谷 卓司

4 案 件

個人情報の保護に関する法律及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の改正に伴う青森県個人情報保護条例の改正について

5 概 要

会長 審査会を始める。事務局から説明をお願いする。

【事務局からの説明】

事務局 まず改正を必要とする背景である。

近年の情報通信技術の飛躍的な進展により、ビッグデータの収集・分析が可能となり、こうした技術を活用することが新産業・新サービスの創出や我が国を取り巻く諸課題の解決に大きく貢献するものと期待されている。そうした中で、個人の行動・状態等に関する情報に代表されるパーソナルデータ（個人に関する情報）の利活用を適正に進めていくことが、官民を通じた重要な課題となっている。

しかし同時に、パーソナルデータについては、制度上又は社会的に利活用が許容されるのか不明確な点が生じ、悪用に対する消費者の懸念や、社会的批判を懸念した事業者によるパーソナルデータの利活用の躊躇が生じていると指摘されている。

こうした状況を背景として、民間部門について、個人情報の保護を図りつつ、パーソナルデータの適正かつ効果的な利活用を積極的に推進していくため、「個人情報の保護に関する法律」の改正法が平成27年9月に公布された。29年5月30日施行。

そして、これに続き、国の行政機関の保有する個人情報について、個人の権利利益の保護に支障がない範囲内において、国の行政機関の保有する個人情報を確保して作成する非識別加工情報を民間事業者に提供するための仕組みを設けるほか、個人の権利利益の保護に資するため、個人情報の定義の明確化や要配慮個人情報の定義を設けること等を内容とする「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」の改正法が平成28年5月に公布された。施行は同じく29年5月30日。

国では、これらの法律改正等を踏まえた個人情報保護条例の見直しに向けた検討が円滑に行われるよう、平成28年9月から「地方公共団体が保有するパーソナルデータに関する検討会」を開催し、条例の見直しの方向性を検討してきた。

本年5月19日に検討会の報告書が取りまとめられ、これを受けて国からは同日付けで、検討会の報告書の内容を踏まえ、地方公共団体においては個人情報の保護を図りつつ、その適正かつ効果的な利活用を積極的に推進していく観点から、個人情報の保護条例の見直し等必要な措置を講じるよう通知があった。

その後、国では、地方公共団体における非識別加工情報制度について、地方公共団体共通の提案受付窓口や地方公共団体が共同して非識別加工情報の作成を委託等できる仕組み、立法措置による解決の可能性等について引き続き検討を行うため、「地方公共団体が保有するパーソナルデータの効果的な活用のための仕組みの在り方に関する検討会」を開催し、今年度末までに結論を得ることとされている。

以上のことを踏まえ、本県における個人情報の適正な取扱いの確保等について必要な措置を講ずるため、青森県個人情報保護条例の改正を行うものである。

まず、個人情報の定義の明確化について説明する。

指紋データ、旅券番号等の個人識別符号等が個人情報に該当することを明確にするため、個人情報の定義を改正する。

個人情報保護法等では個人情報について次のように定義している。

この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

第1号 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等、次のカッコのところが今回の改正で追加になる。（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方式を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。）により、特定の個人を識別することができるもの。

第2号、個人識別符号が含まれるもの。

第2項において、この法律において「個人識別符号」とは、次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、政令で定めるものをいう。

第1号 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であつて、当該特定の個人を識別することができるもの

第2号 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であつて、その利用者若しく

は購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの。

個人情報の定義を明確化することは地方公共団体及び住民にもメリットがあると考えられる。これが国の通知でも同じことが書かれている。このことから、条例においても、指紋データ、旅券番号等の個人識別符号が個人情報に該当することを明確にするため、個人情報の定義を改正することとする。

次に要配慮個人情報の取扱い。特に配慮を要する個人情報の定義を明確化し、その取得を制限する。

個人情報保護法及び行政機関個人情報保護法は、人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれている個人情報を「要配慮個人情報」と定義している。

地方公共団体が保有する個人情報に関しても、本人に対する不当な差別又は偏見が生じないようにその取扱いに特に配慮を要する個人情報を明確にする必要性は変わらないと考えられることから、条例においても、国と同様の「要配慮個人情報」の定義を設けることとしたい。

行政機関個人情報保護法では、要配慮個人情報の取得制限は課していないが、条例ではこれまでセンシティブ情報の取得制限を課してきているということを踏まえ、要配慮個人情報について、センシティブ情報と同様に取得制限を課することとする。

また、行政機関個人情報保護法では、本人が自己に関する要配慮個人情報の利用の実態をよりの確に認識し得るようにするため、個人情報ファイル簿に要配慮個人情報の有無を記載することとされたことを踏まえ、条例においても、個人情報取扱事務登録簿の記載事項に要配慮個人情報の有無を追加することとしたい。

次に非識別加工情報制度の取扱い。非識別加工情報制度については、国の「地方公共団体が保有するパーソナルデータの効果的な活用のための仕組みの在り方に関する検討会」の結論を待って、来年度以降、その取扱いについて検討していくこととする。

個人情報保護法では、匿名加工情報の規定を新設し、自由な流通・利活用を促進する仕組みが導入された。また、行政機関個人情報保護法では、行政機関が保有する個人情報についても、「非識別加工情報」を事業者に提供する仕組みが導入された。

国は「官民を通じた匿名加工情報の利活用を図っていくため、個人情報保護条例においても、行政機関個人情報保護法を参考としつつ、個人の権利利益の保護及び行政の事務の適正かつ円滑な運営に支障を生じないことを前提として、非識別加工情報の仕組みを導入することが適当である。」としている。

しかし、「規制改革推進に関する第1次答申」においては、「地方公共団体における非識別加工情報の加工やその活用について、総合的なルール整備がなされるよう、地方自治体の意向を十分に踏まえてルール整備を進めるための意見交換の場を早急に設ける。また、当面は先進的な地方自治体における条例整備を推進しつつ、立法措置に

よる解決という可能性についても、地方自治体の意向を十分に踏まえて検討をする。」とされ、平成29年度内に結論を出すよう答申されている。

このような状況を踏まえ、国では、本年7月から「地方自治体が保有するパーソナルデータの効果的な活用のための仕組みの在り方に関する検討会」を開催し、今年度末までに結論を得ることとされている。

本県としては、国の検討会の結論を待って、来年度以降、非識別加工情報制度の取扱いについて検討していくこととしたい。

次に、事業者が取り扱う個人情報の保護。

個人情報保護法では、個人情報データベース等を事業の用に供していれば、中小の事業者も個人情報取扱事業者として個人情報保護法の規定が適用されることとなり、法律と条例の措置が重複する事業者が増えたところである。

個人情報保護法の改正により個人情報取扱事業者の範囲が大幅に広がったが、個人情報保護法では、地方公共団体は、区域内の事業者等に対する支援に必要な措置を講ずるよう努めなければならない、苦情の処理のあっせんその他必要な措置を講ずるよう努めなければならない等としていることに従前から変わりはなく、条例におけるこれまでの考え方も引き続き維持できるものと考えられることから、事業者が取り扱う個人情報の保護に関する規定については、現行どおりとしたい。

次に青森県情報公開条例の改正。情報公開条例7条3号の不開示情報としている個人情報の規定を改正する。

個人情報保護条例において個人情報の定義を明確化すること等を踏まえ、青森県情報公開条例においても、不開示とする個人情報の定義を明確にするための改正を行う。

最後に、改正条例の施行日は平成30年4月1日とする。

【委員の意見等】

会長 個人識別符号というものが個人情報になるということを明確化したと。これは新設というよりは、当然そうなるんだろうと思われる部分だけでも、ただ、指紋掌紋や手指の静脈は、そこだけ取り出してしまうと、これだけじゃ分らない解釈も可能だけでも、今の技術ではこういったもので特定個人を識別できる、現にそういうふうなことで利用されているんだろう。

要配慮個人情報、これはそのとおり。

匿名加工情報の取扱いについて、今後、国の委員会の結論を待つということだから、条例については、現段階では全く触れないということ。

事業者規定は法律の方だから条例は関係ない。

個人識別符号の中で歩行の態様というのがあるが、カメラの映像で歩行者が映っていると、どんな形であっても歩行の態様というのが個人識別符号だということになるのか。

事務局 施行令の第3条で、総務省令で定める基準に適合するものとある。総務省令の第2条、この基準は特定の個人を識別することができる水準が確保されるよう、適切な範囲を適切な手法により電子計算機の用に供するために変換することとする、となっていて、ビデオテープという段階では該当しない。

会長 要するにパソコンで特定の個人が識別できるように変換したものということか。生の映像、監視カメラ・防犯カメラに写っている人の歩いている姿、それが直ちになるわけではないということ。

そういう一定の規制をかけないと、それこそ、子どもをビデオで撮って、それに他の人が歩いている姿とかが写っていた場合に、それが全部、この個人識別符号に当たると言ってしまうと、またそれも行き過ぎの感じがする。

一條委員 要配慮個人情報の規定というのも、例えば大学病院の医学部のいろいろな実験などでは、もう既に、ここにある内容というのは個人情報ということで厳密に外に漏らさないように記号化しているけれども、民間だと、今でも管理が緩い状態なので、この規制はとても必要だと思う。ただ、これが調剤情報になってくると、調剤薬局の窓口でどういう扱いにしていくなだろうということがとても心配になる。そうすると、今度は自由度が高くなるとか利用しやすくなるとかに反してくるような気もする。

どのように取り決めを行っていくのかなというのは、興味深いところである。

会長 弁護士という仕事上、相続関係を調べる時に戸籍を取らなければいけないが、そうすると嫡出だろうが非嫡出だろうが、子どもがいるかいないかを調べなければいけない。だけど、それを本人の同意が必要だとなると大変だけれども。

事務局 個人情報保護法の17条の2項に例外が6項目ある中に該当すれば取得できる。

大矢委員 個人情報ファイル簿をホームページに掲載することが適当とはどういう意味か。

会長 地方公共団体が保有するパーソナルデータを効果的に使うためにはどうするかという話だから、その意味ではどういうデータを持っているのかというのをオープンにしないということではないか。

そのビッグデータでいろんな、どういう層のどういう人がどういう行動をとるとかというのを調べたりするということだろう。

大矢委員 マーケティングにも使えるけれど、場合によっては社会保障の在り方などとリンクをさせて、どういう年齢層のどういう所得層の方たちがこういう行動をとっているから、ここに投資をすると政策の効率がいいとか。

でも気を付けないといけない。どこの誰がこうですという情報が漏れたら、私でも絶対に嫌だし。

一條委員 加工の仕方が明確でない部分が怖い。

大矢委員 本当に復元できないのか、というのがある。

竹本委員 非識別情報をたくさん並べれば識別できてしまうのではないかと思ったりもする。ビッグデータの組み換えをすれば。

大矢委員 だからこそ、数を稼がないといけない。数がたくさんいると同質の人たちが埋もれてくる可能性があるので、識別できないけれど。少ないとかなり特定されるだろう。

竹本委員 怖いのは法改正の速度よりもビッグデータの進化が早いということ。これを作った頃には、もう既に新しい問題が生じているかもしれない。

会長 では、次回に最終的な結論を出すということにしたい。